

提 言

労働法を知らせる

■
仁田 道夫

労働契約法が国会で成立した。経済社会の変動に対応して、労働法も変化しているようである。だが、かんじんの国民は、労働法を知っているのだろうか。NHK放送文化研究所の経年調査によれば、1973年に団結権を法定権利として理解している人の割合は、4割くらいいたのに、2003年には2割に低下してしまったという（原ひろみ・佐藤博樹「組合支持と権利理解」中村圭介・連合総研編『衰退か再生か：労働組合活性化への道』勁草書房、2005年）。どんな素晴らしい法律があっても、それを知らなければ、使うことができない。宝の持ちぐされである。

90%以上の人人が学校を出れば働くのだから、労働法を高校の必修科目にしたらどうかとも思うが、自分の経験に照らしても、学校で学んだことは忘れやすい。とくに、労働法のように、自分が働く立場になってみると切実だが、それまでは、なんだかよくわからないというような科目は、学校で教えてもなかなか身につかない。だいたい、普通の市民は、ごく常識的なことを除いて、あまり法律を知らないものである。法律を知らなくても、普段の生活には困らないのだ。いざ必要になれば、専門家に相談すればよいとも思っている。しかし、労働組合を結成する権利を国民が知らないというのは、少々問題ではないか。

労働法上の権利についての知識の減退は、労働組合組織率の低下と軌を一にしている。因果関係を検証することは簡単ではないが、ここで注目したいのは、組織率の低下が知識を減退させる側面である。労働組合は、その職責上、労働法を活用することを任務の一部としている。労働組合役員は一般組合員よりは労働法を知っているであろう。普段必要がない労働法の知識を、必要なときに一般組合員に供給する立場にある。そのため、労働組合役員に選ばれると、なんらかの研修を受けて、労働法の知識を身につける機会が多いだろう。そうした知識源が後退すれば、知識率も減退するの

は当然である。

話は飛ぶが、マンションの管理組合理事を務めると、防火管理者というものを置かなければならぬことを知る。住民の中には仕事にからんで防火管理者の資格をもっている人が一人くらいいるから、その人にお願いすることになるが、特定の人に負担をかけるのを避けようとすれば、選ばれた理事の一人が消防署にいて防火管理者の研修を受け、資格を取得しなくてはならない。防火は確かに大事だが、労働法上の権利侵害を防ぐことも、同様に大事だろう。どの事業所にも一人くらいは「労働法管理者」を置くべきではないか。会社の人事・総務担当は確かにそういう知識をもっているが、彼らの立場は、従業員側ではなく、会社側である。

労働組合がない場合、従業員側「労働法管理者」に最もふさわしいのは、過半数代表であろう。私は、かねて、過半数代表者に研修を義務づけるべきだと考え、主張してきた。声が小さいので、世間には、ほとんど知られていないが。法律上、過半数代表者にはいろいろな役割が負わされている。その役割を遂行するためには、常識や、職場の事情を知っていることだけでなく、最低限の労働法知識が必要とされる。労働基準法を全然知らないのに三六協定にサインしてよいはずがない。消防法を全然知らないで「防火管理者」になれないのと同じことではないか。全国に従業者10人以上の事業所が120万くらいあり、少なく見積もっても80万人くらいは過半数代表者が選ばれているだろう。この全員に研修をほどこそうとすると、最初は膨大な作業になるが、だんだん「労働法管理者」有資格者が増えていくから、それほどの負荷ではなくなるだろう。行政がサービスを提供し、講師は労使団体から出してもらえばよい。夢物語だろうか。

（にった・みちお 東京大学社会科学研究所教授）